



診療ガイドライン作成への参画には、どのようなものがありますか？



診療ガイドライン作成への関わり方は様々です。患者・市民の立場で、あなたの意見を伝えてください。

診療ガイドライン作成への関わり方には以下のような方法が考えられます。

<患者・市民参画の形>

(出典：Minds診療ガイドライン作成マニュアル2020 ver.3.0

https://minds.jcqh.or.jp/docs/various/manual_2020/ver3_0/pdf/chap2_manual_2020ver3_0.pdf

作成委員としての参画…診療ガイドラインを作成する委員会に、委員の一人として加わります。会議では、患者・市民の視点から意見を述べることで、医療者だけでは気づかない点について、議論を深めることができます。また、クリニカルクエスチョンの設定、推奨作成において、診療ガイドライン作成委員会としての決定を行う投票に参加することもあります。

外部評価委員としての参画…作成委員以外の方が、診療ガイドラインの内容について評価することを外部評価といいます。診療ガイドラインの枠組み(スコープ)や文章全体の草案ができた段階などで、作成委員会から意見を求められます。その際は、患者・市民の立場から草案に対して考えたことを作成委員会に伝えます。

インタビュー…作成委員会から依頼され、対面やオンラインなどで、インタビューを受けることもあります。形式は複数の方が参加して、対話しながら意見を出し合うものや、1対1のものなどがあります。

アンケート…作成委員会から郵送やオンラインでアンケートを依頼されることもあります。

パブリックコメント…作成委員会は、スコープの草案や、診療ガイドラインの草案ができあがった時点で、それを公開し、広く意見を募集することがあります。

これをパブリックコメントといいます。

パブリックコメントでは、作成委員会から特別な役割を依頼されていなくても、誰でも意見を表明することができます。

